



2022年4月25日

各 位

会社名 セントラル警備保障株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員社長 澤本尚志
(コード番号 9740 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 人事総務本部長 松本直樹
(電話 03-3344-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日4月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年5月26日開催予定の第50回定時株主総会に附議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条のとおり、事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるよう、事業目的を追加変更いたします。

(2) バーチャルオンリー株主総会に関する変更

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められております。

バーチャルオンリー株主総会は、新型コロナウイルス等の感染症拡大時における株主総会の開催に資するほか、遠隔地の株主様にも出席の可能性を拡大する可能性があるなど、株主総会の活性化・効率化・円滑化に繋がるものと考えており、変更案第13条のとおり変更を行います。

ただし当社といたしましては、当面は感染症の拡大局面や、大規模災害等の非常事態において、通常の株主総会を開催することが株主様の利益に照らし適切でないと判断した場合に限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えておりますが、今後の社会全体のDX化の動向も勘案して、開催の是非について検討して参ります。

また、本議案における定款変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下「本確認」といいます)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとします。

従って、本確認に関する附則を設けております。

(3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社現行定款を変更いたします。

変更案第17条では、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。

これにより現行定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため削除いたします。

また、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けております。

2 定款変更の内容

(下線は変更内容を示します)

現行定款	変更案
第2条 目 的 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 警備業務及び安全管理業務の請負並びにその保障 2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務 <u>並びにコンサルティング業務</u> 3 防犯、防火、防災及び救急に関する車両、設備、装置、機器等の開発、製造、賃貸、リース、販売 4 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、水道工事及び空調設備工事の請負並びにその保守業務 5 現金、貴金属、有価証券、貴重品類の一時預かり、護送業務及びそれに伴う運送事業 6 現金自動預払機及び売上金等の保安、集配金並びに精査に関する受託業務 7 貸金業 8 倉庫業 9 要人の身辺警護業務 10 建物、駐車場及び付帯設備の管理、保守、衛生、清掃業務 11 個人及び企業に対する信用調査業務 12 情報通信システムに関する設備、装置、ソフトウェア及び機器等の開発、	第2条 目 的 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 警備業務及び安全管理業務の請負並びにその保障 2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務 3 防犯、防火、防災及び救急に関する車両、設備、装置、機器等の開発、製造、賃貸、リース、販売 4 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、水道工事及び空調設備工事の請負並びにその保守業務 5 現金、貴金属、有価証券、貴重品類の一時預かり、護送業務及びそれに伴う運送事業 6 現金自動預払機及び売上金等の保安、集配金並びに精査に関する受託業務 7 貸金業 8 倉庫業 9 要人の身辺警護業務 10 建物、駐車場及び付帯設備の管理、保守、衛生、清掃業務 11 個人及び企業に対する信用調査業務 12 情報通信システムに関する設備、装置、ソフトウェア及び機器等の開発、

<p>製造、賃貸、販売</p> <p>13 情報処理、提供その他情報サービスに関する業務</p> <p>14 電気通信事業法に基づく<u>第二種</u>電気通信事業</p> <p>15 訪問介護及び通所介護サービス並びに介護用品、介護機器の開発、製造、賃貸、販売</p> <p>16 警備用制服、装備品の製造販売</p> <p>17 不動産の売買、仲介、賃貸借業務</p> <p>18 労働者派遣事業</p> <p>19 損害保険代理業</p> <p>20 生命保険募集業</p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p>21 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>製造、賃貸、販売</p> <p>13 情報処理、提供その他情報サービスに関する業務</p> <p>14 電気通信事業法に基づく電気通信事業</p> <p>15 訪問介護及び通所介護サービス並びに介護用品、介護機器の開発、製造、賃貸、販売</p> <p>16 警備用制服、装備品の製造販売</p> <p>17 不動産の売買、仲介、賃貸借業務</p> <p>18 労働者派遣事業</p> <p>19 損害保険代理業</p> <p>20 生命保険募集業</p> <p>21 <u>古物営業法に基づく古物販売事業</u></p> <p>22 <u>前各号に関するコンサルティング業務及び技術指導業務</u></p> <p>23 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第13条 招 集 地</p> <p>当社の株主総会は、本店所在地及びその隣接地において招集する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p>	<p>第13条 招 集 地</p> <p>当社の株主総会は、<u>原則として</u>本店所在地及びその隣接地において招集する。</p> <p>2 <u>当社の株主総会は、状況により場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第17条 <u>参考書類等のインターネット開示</u></p> <p>当社は、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第17条 <u>電子提供措置等</u></p> <p>当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

附 則	附 則
<p>1. 本定款は、本定款は、<u>平成 28 年 5 月 26 日</u>に一部改定し、実施する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>1. 本定款は、<u>2022 年 5 月 26 日</u>に一部改定し、実施する。</p> <p>2. <u>定款第 13 条（招集地）第 2 項の変更案は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第 2 項は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p>3. <u>現行定款第 17 条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>本附則第 3～5 項は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日の何れか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022 年 5 月 26 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022 年 5 月 26 日 |

(注) 上記の内容につきましては、2022 年 5 月 26 日開催予定の、当社第 50 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上